

重要なお案内

法人インターネットバンキングサービス等にかかる

預金等の不正な払戻し被害への対応について

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、法人インターネットバンキングサービス等（「むろしんビジネスインターネットバンキングサービス」および「アンサーサービス」をいいます）による犯罪によってお客さまの大切なご預金が不正に払戻し被害に遭われた場合の補償について、平成26年7月17日に全国銀行協会が発表した業界申し合わせにもとづき、

平成27年11月2日（月）より、

法人のお客さまに対して1事故あたり、1,000万円を限度に補償させていただきます。

詳しくは、【補償の内容について】をご確認ください。

なお、補償内容を変更する場合には、変更内容を当庫ホームページ掲載により告知いたします。定期的に当庫ホームページの閲覧・ご確認をお願いいたします。

Check

1

補償の内容について

具体的な補償内容については、それぞれの被害状況、お客様のセキュリティ対策の状況、警察の捜査状況等により個別に補償の検討をおこないます。

検討の結果、補償を行わない場合や補償額を減額する場合がございます。

[1] 補償の対象となるお客様

「法人インターネットバンキングサービス等」をご契約しているお客様

* お申込み等のお手続きや金銭的なご負担はございません。

[2] 補償の対象

第三者がおお客様のログイン ID・パスワード等を不正に取得し、法人インターネットバンキング等を不正利用したことによりお客様に被害が発生した場合の損失

※ 不正な払戻しにかかる手数料・利息に相当する金額も補償の対象になります。

[3] 補償金額

1事故あたり、1,000万円を補償金額の上限とします。

[4] 補償開始日

平成 27年 11月 2日（月）

[5] 補償の対象となる期間

法人インターネットバンキングサービス等の被害に対する補償期間は、当金庫に通知が行われた30日前的日以降に遭った被害です。

ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日以降に遭った被害となります。
(最初に不正な取引が実行された日から2年を経過する日後に発生した被害については補償しかねる場合があります)

[6] 補償の要件

1. お客様が法人インターネットバンキングサービス等による不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
2. 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
3. お客様が警察署へ被害届を提出または被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
4. お客様が、被害が発生した時点において、当金庫の「お客様に実施していただきたいセキュリティ対策(7項目)~下記[7]記載~」を実施していること。

[7] お客様に実施していただきたいセキュリティ対策

- ① IB専用ウイルス対策ソフト (Rapport) の導入、電子証明書の利用、利用者ワンタイムパスワードの利用を含め、当金庫が法人インターネットバンキングサービス等に導入しているセキュリティ対策を着実に実施すること。
- ② 法人インターネットバンキングサービス等に使用するパソコン(以下「パソコン」という)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- ③ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したソフトやウェブブラウザ等の使用を止めること。
- ④ パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働すること。
- ⑤ 法人インターネットバンキングサービス等に係るパスワードは、定期的に変更すること。
- ⑥ 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用は止めること。
- ⑦ Eメールアドレスを登録し、Eメールアドレスを変更する場合は、変更後のアドレスを速やかに登録すること。

当金庫の補償に関しては、上記7項目のセキュリティ対策を要件としております。
お客様のセキュリティ対策として実施していただきたくお願い申し上げます。

「補償とならない」あるいは「補償が減額される」 となるケースについて

法人インターネットバンキングサービスにおいて、被害に遭われたときに、以下の場合には、「補償が受けられない」または「補償が減額される」可能性があります。

[1] 「補償とならない（対象外となる）ケース」とは？

- ① 取引開始前に発生した不正使用による損害の場合
- ② システムが正常に機能していない間に生じた損害の場合
- ③ お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人による行為、または加担した不正の場合。
- ④ 不正な預金等の払出しがお客様の代表者またはその家族、同居人、役員、従業員による行為、または加担した不正の場合。
- ⑤ お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- ⑥ 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。
- ⑦ 他人に強要された法人インターネットバンキングサービス等の不正使用による場合。
- ⑧ お客様が反社会的勢力に該当する場合。（注）

（注）お客様が反社会的勢力に該当する場合とは、本サービスのご契約先（取引名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合です。

- （ア）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （イ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （ウ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （エ）暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （オ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

[2] 「補償とならない または 補償が減額されるケース」とは？

- ① 正当な理由なく、他人に ID・パスワード等を回答してしまったあるいは容易にお客様カードや利用者ワンタイムパスワード等を渡してしまった場合
- ② パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ③ 当庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意に ID・パスワード等を入力してしまった場合

※その他、上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

被害にあわれた場合の連絡先

万一、法人インターネットバンキングサービス等において不正使用の被害にあわれた場合には、ただちにお客様のお取引店までご連絡ください。

◆被害に遭われた場合の連絡先◆

受付時間	連絡先
平日 8:30～17:30	「当金庫本支店」

受付時間外および土日祝日（24時間対応）につきましては、下記「しんきんサービスセンター」へご連絡ください。お取引を緊急停止させていただきます。

「しんきんサービスセンター」 電話番号：(011) 272-0666

◆補償制度の内容についての問い合わせ先◆

受付時間	お問い合わせ先
平日 8:30～17:30	「当金庫本支店」または 室蘭信用金庫お客様デスク 0120-20-6870

下記の対策についても、より一層安全にお使いいただけますので、是非ご検討ください。

■ お客様に推奨するセキュリティ対策 ■

- (1) パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネットバンキングに限定していただくこと。
- (2) パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。
- (3) 法人インターネットバンキングサービス等の取引の利用者と管理者とで、異なるパソコンを利用していただくこと。
- (4) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと。
- (5) 不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メール等がないかを定期的に確認していただくこと。